

・典型的な記載例

実用新案法第 1 2 条の規定に基づく実用新案技術評価書

1 . 登録番号 3 0 1 2 3 4 5
 2 . 出願番号 実願 2 0 0 4 - 0 9 2 3 4 5
 3 . 出願日 平成 1 6 年 5 月 1 日
 4 . 優先日 / 原出願日
 5 . 考案の名称 寝具付きぬいぐるみ
 6 . 実用新案登録出願人 / 実用新案権者
 実用 太郎
 7 . 作成日 平成 1 6 年 9 月 1 日
 8 . 考案の属する分野の分類 A 6 3 H 3 / 0 2
 (国際特許分類第 7 版) A 6 3 H 3 / 0 0
 A 6 3 H 3 / 0 4
 A 4 7 J 9 / 0 8
 9 . 作成した審査官 俵 香志代 (9 1 3 6 3 L)
 1 0 . 考慮した手続補正書・訂正書

1 1 . 先行技術調査を行った文献の範囲

文献の種類 日本国特許公報及び実用新案公報
 分野 国際特許分類第 7 版
 A 6 3 H 3 / 0 0 - 3 / 0 4
 A 4 7 G 9 / 0 0 - 9 / 0 8
 時期的範囲 ~ 平成 1 6 年 7 月 1 日
 その他の文献 ・ 編「生活百科(収納編)」(平成 3 年 5 月
 6 日発行) 社
 ・ 特開昭 6 2 - 1 2 3 4 5 6 号
 ・ 特開昭 6 3 - 2 4 6 7 3 4 号
 ・ 実願昭 6 3 - 1 3 4 5 8 7 号 (実開平 0 1 - 0 2 3
 4 6 4 号) のマイクロフィルム

(備考)

『日本国特許公報及び実用新案公報』は、日本特許庁発行の公開特許公報、公表特許公報、再公表特許、特許公報、特許発明明細書、公開実用新案公報、公開実用新案明細書マイクロフィルム等、公表実用新案公報、再公表実用新案、実用新案公報及び登録実用新案公報を含む。

1 2 . 評価

・ 請求項 1 及び 2
 ・ 評価 1

・引用文献等 1

・評価についての説明

引用文献1の第3頁右下欄第2～5行目には、「本願発明は、…特に、子供用の玩具に変形可能で、その際には、寝袋の本体が玩具の詰め物となる様に構成された子供用の寝袋に関するものである。」と記載されている。

引用文献1に記載されたものにおける「寝袋」は、本願の請求項1及び2に係る考案における「寝具」に相当する。また、引用文献1の図1には、玩具として犬の形状のものが示されており、引用文献1に記載されたものにおける「玩具」は、本願の請求項1及び2に係る考案の「ぬいぐるみ」に相当する。

したがって、引用文献1には、「寝具とぬいぐるみを一体化したもの」及び「寝具とぬいぐるみを一体化したものにおいて、寝具をぬいぐるみの中に収容できるように構成したもの」が記載されている。

・請求項 3

・評価 2

・引用文献等 1及び2

・評価についての説明

引用文献1に記載された考案の認定については、請求項1及び2の評価についての説明のとおりである。

引用文献2の第12図には、寝具等を収納する袋において開口部をファスナーで開閉するものが記載されている。引用文献1に記載されたものにおけるボタンと、引用文献2に記載されたものにおけるファスナーとは、同様の機能を有するものである。したがって、引用文献1に記載されたものにおいて、そのボタンをファスナーに置換することは当業者がきわめて容易に想到し得たことである。

・請求項 4

・評価 6

・引用文献等 1、2及び3（一般的技術水準を示す参考文献）

引用文献等一覧

1．特開昭59-54321号公報

2． 編「生活百科（収納編）」（平成3年5月6日発行） 社

3．特開昭59-23456号公報

評価に係る番号の意味

- 1．この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、新規性がない（実用新案法第3条第1項第3号）。
- 2．この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、進歩性がない（実用新案法第3条第2項）。
- 3．この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願であって、その出願後に実用新案公報の発行又は特許公報の発行若しくは出願公開がされた出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に記載された考案又は発明と同一である（実用新案法第3条の2）。
- 4．この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願に係る考案又は発明と同一である（実用新案法第7条第1項又は第3項）。
- 5．この請求項に係る考案は、同日に出願された出願に係る考案又は発明と同一である（実用新案法第7条第2項又は第7項）。
- 6．新規性等を否定する先行技術文献等を発見できない。

・考案が明確でないことにより新規性等の評価が十分行えない場合

実用新案法第12条の規定に基づく実用新案技術評価書

1. 登録番号 3012347
 2. 出願番号 実願2004-092347
 3. 出願日 平成16年5月1日
 4. 優先日/原出願日
 5. 考案の名称 椅子
 6. 実用新案登録出願人/実用新案権者 実用 太郎
 7. 作成日 平成16年9月1日
 8. 考案の属する分野の分類 A47C7/40
 (国際特許分類第7版)
 9. 作成した審査官 俵 香志代(9136 3L)
 10. 考慮した手続補正書・訂正書

11. 先行技術調査を行った文献の範囲

文献の種類 日本国特許公報及び実用新案公報
 分野 国際特許分類第7版
 A47C7/40
 時期的範囲 ~平成16年7月1日

(備考)

『日本国特許公報及び実用新案公報』は、日本特許庁発行の公開特許公報、公表特許公報、再公表特許、特許公報、特許発明明細書、公開実用新案公報、公開実用新案明細書マイクロフィルム等、公表実用新案公報、再公表実用新案、実用新案公報及び登録実用新案公報を含む。

12. 評価

- ・請求項 1
- ・評価 1
- ・引用文献等 1
- ・評価についての説明

請求項1の「図1に示されるような座り心地のよい」という記載は、図1に示されるいずれの事項を意味しているのか不明であり、請求項1に係る考案は明確でない。そして、そのままでは十分な新規性等の評価ができないので、「図1に示されるような座り心地のよい」という語は、明細書等の記載を参酌して、「背もたれの部分に背中の中の形の凹部が設けられた」という意味であるという前提で評価を行った。

引用文献 1 の図 1 等には、背もたれの部分に背中の中の形の凹部が設けられたものが記載されている。したがって、引用文献 1 には、「背もたれの部分に背中の中の形の凹部が設けられた前後に揺動可能な椅子」が記載されている。

- ・ 請求項 2
- ・ 評価 2
- ・ 引用文献等 1
- ・ 評価についての説明

請求項 2 の記載は、そのままでは考案が明瞭ではないので、「図 1 に示されるような」という語は、明細書等の記載を参酌して、「背もたれの部分に背中の中の形の凹部が設けられた前後に揺動可能な」という意味であるという前提で評価を行った。

引用文献 1 に記載された考案の認定は、請求項 1 の評価についての説明に記載したとおりである。さらに、引用文献 1 に記載されたものにおいて、その材質を革にすることは、単なる材料の選択に過ぎない。

引用文献等一覧

- 1 . 特開平 7 - 1 2 3 4 5 号公報

評価に係る番号の意味

- 1 . この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、新規性がない（実用新案法第 3 条第 1 項第 3 号）。
- 2 . この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、進歩性がない（実用新案法第 3 条第 2 項）。
- 3 . この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願であって、その出願後に実用新案公報の発行又は特許公報の発行若しくは出願公開がされた出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に記載された考案又は発明と同一である（実用新案法第 3 条の 2 ）。
- 4 . この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願に係る考案又は発明と同一である（実用新案法第 7 条第 1 項又は第 3 項）。
- 5 . この請求項に係る考案は、同日に出願された出願に係る考案又は発明と同一である（実用新案法第 7 条第 2 項又は第 7 項）。
- 6 . 新規性等を否定する先行技術文献等を発見できない。

記載例3

- ・著しい記載不備の場合(請求項1)
- ・非考案であって調査困難な場合(請求項2)

実用新案法第12条の規定に基づく実用新案技術評価書

1. 登録番号	3012346
2. 出願番号	実願2004-092346
3. 出願日	平成16年5月1日
4. 優先日/原出願日	
5. 考案の名称	コーヒーマーカー
6. 実用新案登録出願人/実用新案権者	実用 太郎
7. 作成日	平成16年9月1日
8. 考案の属する分野の分類	A47J31/06
(国際特許分類第7版)	A47J31/02
9. 作成した審査官	俵 香志代(9136 3L)
10. 考慮した手続補正書・訂正書	

11. 先行技術調査を行った文献の範囲

文献の種類	日本国特許公報及び実用新案公報
分野	国際特許分類第7版 A47J31/02 A47J31/06
時期的範囲	~平成16年7月1日
その他の文献	・ 編「美味しいコーヒー」(平成3年5月6日発行) 社

(備考)

『日本国特許公報及び実用新案公報』は、日本特許庁発行の公開特許公報、公表特許公報、再公表特許、特許公報、特許発明明細書、公開実用新案公報、公開実用新案明細書マイクロフィルム等、公表実用新案公報、再公表実用新案、実用新案公報及び登録実用新案公報を含む。

12. 評価

- ・ 請求項 1
- ・ 評価 6
- ・ 引用文献等 1 (一般的技術水準を示す参考文献)
- ・ 評価についての説明

請求項1の「……」部分は、意味が理解できない。考案の詳細な説明及び図面を参酌しても、請求項1に係る考案を明確に認定できず、有効な調査を行うことができなかった。

- ・請求項 2
- ・評価 6
- ・引用文献等 1（一般的技術水準を示す参考文献）
- ・評価についての説明

請求項2には、「実用株式会社のコーヒーマーカーのマニュアル」とのみ記載されており、自然法則を利用した技術思想たる考案に該当しない。そして、調査範囲の確定が困難であるので、有効な調査をすることができなかった。

引用文献等一覧

1. 特開昭62-12345号公報

評価に係る番号の意味

1. この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、新規性がない（実用新案法第3条第1項第3号）。
2. この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、進歩性がない（実用新案法第3条第2項）。
3. この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願であって、その出願後に実用新案公報の発行又は特許公報の発行若しくは出願公開がされた出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に記載された考案又は発明と同一である（実用新案法第3条の2）。
4. この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願に係る考案又は発明と同一である（実用新案法第7条第1項又は第3項）。
5. この請求項に係る考案は、同日に出願された出願に係る考案又は発明と同一である（実用新案法第7条第2項又は第7項）。
6. 新規性等を否定する先行技術文献等を発見できない。

記載例4

・分割・変更要件を満たしていない場合

実用新案法第12条の規定に基づく実用新案技術評価書

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| 1. 登録番号 | 3012348 |
| 2. 出願番号 | 実願2004-092348 |
| 3. 出願日 | 平成16年5月1日 |
| 4. 優先日/原出願日 | 平成14年1月1日 |
| 5. 考案の名称 | 空気調和機 |
| 6. 実用新案登録出願人/実用新案権者 | 実用 太郎 |
| 7. 作成日 | 平成16年9月1日 |
| 8. 考案の属する分野の分類 | F24F11/00
(国際特許分類第7版) |
| 9. 作成した審査官 | 俵 香志代(9136 3L) |
| 10. 考慮した手続補正書・訂正書 | 平成16年5月15日付け手続補正書 |

11. 先行技術調査を行った文献の範囲

- | | |
|-------|------------------------|
| 文献の種類 | 日本国特許公報及び実用新案公報 |
| 分野 | 国際特許分類第7版
F24F11/00 |
| 時期的範囲 | ～平成16年7月1日 |

(備考)

『日本国特許公報及び実用新案公報』は、日本特許庁発行の公開特許公報、公表特許公報、再公表特許、特許公報、特許発明明細書、公開実用新案公報、公開実用新案明細書マイクロフィルム等、公表実用新案公報、再公表実用新案、実用新案公報及び登録実用新案公報を含む。

12. 評価

本願明細書の段落【0020】に記載された「また、温度検出器を複数個所に設けることにより、より適切な除霜時間を設定することが可能になる」という点は、原出願の当初明細書等になんら記載されておらず、原出願の当初明細書等から自明な事項とも認められない。したがって、本願は、適法な変更出願とは認められず、現実の出願日である平成16年5月1日を出願日として評価を行った。

- ・請求項 1～10
- ・評価 1
- ・引用文献等 1
- ・評価についての説明

変更が適法になされていたとすれば本願の原出願となっていた出願の公開公報である引用文献 1 には、本願の請求項 1 ~ 1 0 に係る考案と同一のものが記載されている。

引用文献等一覧

1 . 特開平 2 0 0 3 - 1 2 3 4 5 号公報

評価に係る番号の意味

- 1 . この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、新規性がない（実用新案法第 3 条第 1 項第 3 号）。
- 2 . この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、進歩性がない（実用新案法第 3 条第 2 項）。
- 3 . この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願であって、その出願後に実用新案公報の発行又は特許公報の発行若しくは出願公開がされた出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に記載された考案又は発明と同一である（実用新案法第 3 条の 2 ）。
- 4 . この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願に係る考案又は発明と同一である（実用新案法第 7 条第 1 項又は第 3 項）。
- 5 . この請求項に係る考案は、同日に出願された出願に係る考案又は発明と同一である（実用新案法第 7 条第 2 項又は第 7 項）。
- 6 . 新規性等を否定する先行技術文献等を発見できない。